

入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和3年度 岐阜県文化財保護センター機械警備業務委託に係る入札執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を定めたものであり、入札参加希望者は次の事項を熟知のうえ、入札書を提出されるようお願いいたします。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 名称

令和3年度 岐阜県文化財保護センター機械警備業務委託

(2) 委託の仕様

仕様書による

(3) 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に抵触しない者であること。

(2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。

(3) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。

(4) 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと、又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

(5) 岐阜県内に本社、本店、支店又は営業所を有する者であること。

(6) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定により都道府県公安委員会の認定を受け、同法第40条の規定による届出を行っている者であること。

また、これらに加え、主たる営業所が岐阜県以外に所在する場合については、同法第9条の規定による届出を岐阜県公安委員会に行っている者であること。

3 入札手続に関する事項

(1) 担当部局

〒502-0003 岐阜市三田洞東 1-26-1

岐阜県文化財保護センター 総務課

電話 058-237-8550

FAX 058-237-8551

Mail c21807@pref.gifu.lg.jp

(2) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに入札参加資格確認申請書に必要書類を添付して3の(1)まで提出（郵送可）し、入札参加資格の確認を受ける必要があります。

イ 提出期限 令和3年3月11日（木）午後5時必着

郵送の場合にあつては、期限までに3の(1)へ到達したものを有効とします。

期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は入札に参加することができません。

ウ 入札参加資格の確認結果は、令和3年3月15日（月）までに通知します。

(4)入札参加の辞退

3の(3)で競争入札参加資格が認められた後に、入札参加を辞退する場合は、入札辞退届を入札執行日時までに3の(1)まで提出（郵送可）してください。

(5)入札に関する質問等

ア 入札説明書や仕様書の内容、その他本件入札についての質問は下記期限までに書面にて上記3の(1)まで提出（郵送・FAX・メール可）してください。

提出期限 令和3年3月11日（木）正午 必着

イ 質問に対する回答は令和3年3月12日（金）午後5時までにFAXまたは電子メールにより入札説明書受領者全てに通知します。

4 入札の日時及び場所

(1)日時

令和3年3月18日（木） 13：30～

なお、郵送による入札の場合は令和3年3月17日（水）午後5時までに3の(1)に到達したものを有効とします。

(2)場所

岐阜県文化財保護センター 本館2階 研修室

5 入札保証金

落札した場合に契約を締結しないおそれがない場合等、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第114条各号のいずれかに該当するときは免除します。

6 入札方法等に関する事項

(1)電子メールまたはFAXによる入札

電子メール又はFAXによる入札は認めません。

(2)代理人による入札

代理人により入札するときは、入札前に委任状を提出して下さい。

(3)入札書

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」といいます。）の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問

わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載して下さい。

(4)その他

ア 入札書は、インク等の消散し難いものにより記載して下さい。

イ 入札書の金額及び数量は、訂正することができません。

ウ 入札書の記載事項（金額及び数量を除きます。）を訂正する場合は、訂正印を押して下さい。

エ 入札書は封書にして下さい。

オ 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え、又は撤回することができません。

カ 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

7 開札の日時及び場所

4に記載する入札会場において、入札後直ちに行います。

8 開札方法

開札は、入札者又はその代理人の立ち会いのもとに行います。これらの者が立ち会わないときは、本件入札事務に関係のない職員が立ち会います。

9 落札者の決定方法

(1)原則

規則第 111 条の規定により定めた予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額(以下「入札書比較価格」といいます。)の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とします。

(2)くじによる決定

落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

なお、くじを引くことを辞退することはできません。仮にくじを引かない者がいるときは、代わりに本件入札事務に関係のない職員がくじを引きます。

(3)再度入札

入札書比較価格の範囲内の入札書記載金額による入札がないときは、直ちに再度の入札をすることがあります。再度入札は原則として 1 回のみとします。また、入札参加資格者に郵送による入札の者がいる場合は、後日改めて日時を指定します。

再度入札の参加を辞退する場合は、再度入札辞退届を提出してください。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とします。

(1)入札者が入札参加資格の確認において虚偽の申請を行ったとき。

(2)入札者が同一事項に対し、二以上の入札をしたとき。

(3)入札者が他人の代理人をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。

(4)入札保証金を免除した場合を除き、その全部又は一部が納付されていないとき。

- (5) 入札に関し談合等の不正行為があったとき。
- (6) 入札書に記名押印がないとき。
- (7) 入札書の記載事項の確認ができないとき。
- (8) 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。
- (9) その他あらかじめ指定した事項に違反したとき。

11 入札又は開札の中止による損害

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止します。また、岐阜県3月議会において、当該契約に係る予算案が可決されなかった場合は、本入札の執行を中止することがあります。

入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とします。

12 落札の無効

落札者が、落札の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、当該落札は無効とします。

13 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

契約締結者が契約を履行しないおそれがない場合等、規則第114条各号のいずれかに該当するときは、免除します。

(3) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがあります。

(4) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがあります。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとします。

(5) 落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとします。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除します。

様式 1

令和 年 月 日

岐阜県文化財保護センター所長 様

岐阜県入札参加資格者番号 ()

(住 所)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

印

入札参加資格確認申請書

令和3年3月3日付けで公告のありました「令和3年度 岐阜県文化財保護センター機械警備業務委託」に関する一般競争入札に参加したいので、申請します。

なお、入札説明書に記載の「入札参加者の資格に関する事項」について、各号の資格を有していることを誓約します。

【添付書類】

警備業法第4条の規定による認定をうけたことを確認できる書類(認定証の写等)

担当者所属氏名

電話番号 ()

F A X 番号 ()

委 任 状

令和 年 月 日

岐阜県文化財保護センター所長 様

岐阜県入札参加資格者番号 ()

住 所

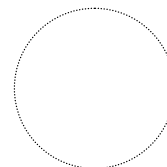
法人名

代表者

法人印

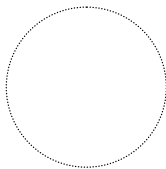


代表者印



私は、 を代理人と定め、令和3年度 岐阜県文化財保護センター
機械警備業務委託の入札に関する一切の権限を委任します。

代理人使用印



法人の場合は、法人名及び代表者役職氏名を記入し、法人印及び代表者印を押印すること。

入 札 書

¥ _____ 円
(消費税抜き)

案件名： 令和 3 年度 岐阜県文化財保護センター機械警備業務委託

本書のとおり入札します。

なお、契約の金額は表記の金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額とします。

令和 年 月 日

岐阜県入札参加資格者番号 ()

住 所

法人名

代表者

印

(代理人)

印

法人にあつては、法人名及び代表者役職氏名を記入し、法人印及び代表者印を押印すること。
ただし代理人が入札を行う場合は、代理人の氏名を記入し、代理人使用印を押印すること。

岐阜県文化財保護センター 所長 様

様式 4

入 札 辞 退 届

案件名：令和 3 年度 岐阜県文化財保護センター機械警備業務委託

上記につき入札を辞退します。

(辞 退 理 由)

令和 年 月 日

岐阜県入札参加資格者番号 ()

住 所

法人名

代表者

印

岐阜県文化財保護センター所長 様

再 度 入 札 辞 退 届

案件名：令和 3 年度 岐阜県文化財保護センター機械警備業務委託

上記につき入札を辞退します。

令和 年 月 日

岐阜県入札参加資格者番号 ()

住 所

法人名

代表者

印

(代理人)

印

岐阜県文化財保護センター所長 様

機械警備業務委託仕様書

岐阜県文化財保護センター（以下「甲」という。）の機械警備業務について、受託者（以下「乙」という。）に委託するために必要な事項を定める。

1 警備物件

所在地 岐阜県岐阜市三田洞東1-26-1
名称 岐阜県文化財保護センター
詳細は、別表1、2のとおり

2 種 別

機械警備業務

3 警備期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 業務目的

警備物件における火災・盗難その他の事故を未然に防止し、財産の保全を図るものである。

5 業務内容

(1) 乙は、下記①から⑤までの設備を設置し、甲に貸与するものとする。

① 別表1に掲げる防犯機械警備対象物件の防犯警備のため、いかなる方法による侵入者をも確実に感知し通報する、必要かつ十分な設備

② 上記設備が異常侵入を感知した場合に鳴動する警報器

③ 別表2に掲げる火災感知器設置対象物件に設置する火災感知器

④ ③及び甲の設置する自動火災報知設備が感知した異常を基地局へ通報するための装置

⑤ 警備体制の開始・解除をする装置、又は必要がある場合はその装置を操作するための鍵若しくはカード

(2) 乙は、管制本部にて防犯異常情報を受信したときは、直ちに警備員を当該物件へ派遣し、異常事態の内容を掌握させること。その結果、必要と認めたときは直ちに警察機関に通報し、その出動を要請すると共に、警備員に異常事態の拡大防止に必要な措置を取らせること。

また、必要と認めたときは、直ちに予め甲の指定した緊急連絡先に通報し、詳細については書面により甲へ報告すること。

(3) 乙は、火災異常警報を受信したときは、直ちに警備員を当該物件へ派遣し、火災発生の内容を掌握させること。その結果、火災発生と認めたときは直ちに消防機関に通報し、その出動を要請すると共に、警備員に火災の拡大防止に必要な措置を取らせること。

また、直ちに予め甲の指定した緊急連絡先に通報し、詳細については書面により甲へ報告すること。

(4) 警備時間は、警備物件の警報装置セット時からリセット時までの間とするが、時間帯は概ね次のとおりである。

・開所日 18:00～8:00

・閉所日 終日（原則：土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日）

6 業務の条件

(1) 業務内容(2)、(3)に掲げる警備員の派遣については、警備業法（昭和47年7月5日法律第117号。以下「法」という。）第43条及び警備業法施行細則（平成18年2月7日岐阜県公安委員会規則第1号）の定めるところにより、即応体制を整備するものとする。

(2) 業務に要する機材、器具及び消耗品等の経費一切は乙の負担とし、乙の所有とする。

乙は、機械警備を常に円滑に運用できるよう適宜点検を行うものとし、故障又は異常を発見したときは、修理又は取替えを行うものとする。これに要する経費は乙の負担とする。

(3) 建物の増改築等により、既設の警備機器の軽微な移動、付加、変更等を要する場合、乙はこれに要する費用を負担するものとする。

(4) 乙は、本契約が終了したときは、速やかに警備機器を撤去するものとする。また、撤去の際は原則として物件の原状復帰するものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

(5) 乙は、業務に要する機器の取付けに当たり、障害となる既設物があった場合には、原則としてこれを移設するものとする。これに要する経費は乙の負担とする。

(6) 業務内容が仕様書に適合しないとして、甲が当該業務の手直しを命じた場合は、乙はその経費一切を負担する。

- (7) 乙は、設備の設置状況が分かる図面を甲に提出すること。
- (8) 乙は、毎月、前月の警備状況について、甲に乙の定める報告書を提出すること。
- (9) 乙は、使用機器について、年一回総点検を行い甲へ報告すること。
- (10) 乙は、月に4回（延べ48回）乙の警備員により警備物件の夜間巡回を行い異常の有無を確認すること。
- (11) 乙は、この業務の契約後、設備が未設置となる期間については、常駐警備による警備体制を執る、又は乙の責任において、令和3年3月31日まで甲が貸与を受け、設置してある設備を活用する等適切な措置を執らなければならない。
- (12) 乙は、甲が緊急事態により出勤したときは、甲から入所するために必要な鍵を借りることができる。
- (13) 乙は、警備連絡上必要な場合、甲の電話を使用することができる。

7 受託者の資格

乙は、法第4条の規定による都道府県公安委員会の認定を受け、法第40条の規定による届出を岐阜県公安委員会に行っている者であること。

なお、これらに加え、主たる営業所が岐阜県以外に所在する場合については、法第9条の規定による届出を岐阜県公安委員会に行っている者であること。

8 警備員の資質

- (1) 法第14条に規定する警備員の制限及び法第15条に規定する警備業務実施の基本原則を遵守し、責任感旺盛かつ誠実であり、健康な者であること。
- (2) この仕様書に定めた業務が完遂できる者であって、かつ火災・盗難その他の事故が発生し、又はそのおそれがある場合に、速やかに対応できる者であること。

9 委託者の責務

- (1) 甲が、警報装置セット時間中、特別に入所（業務等の場合を含む）する場合は、この趣旨を乙に連絡（日時・入所者氏名・目的・所要時間等）し、警報装置取扱者が入所するのに必要な鍵一式を持参のうえ、責任をもって処理するものとする。
- (2) 甲は、建物の増改築等を行う場合は事前に乙に通知するものとする。
- (3) 甲は、緊急連絡先について2名以上を指定し、乙に必要事項を連絡するものとする。
- (4) 甲は、退出する際下記の事項について確認を行うこととする。
 - ① 施錠箇所の点検及び確認
 - ② 煙草の吸いながら、ガス使用箇所等の事後処理の点検及び確認

10 暴力団の不当介入における通報義務

- (1) 乙は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- (2) 乙は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

11 その他

- (1) 令和3年3月31日まで設置してある設備は別紙1のとおりである。
- (2) 数量の確認については、必要に応じて現場確認を行うこと。
- (3) この仕様書に記載のない事項については、甲乙協議して定める。

別表 1

防犯機械警備対象物件	本館、中館、北館、東館1、東館2、 プレハブA・B・C・D・E・I棟、体育館 (I棟については1階を除く。)
------------	--

別表 2

火災感知器設置対象物件	プレハブA・B・C・D・E・I棟
-------------	------------------

別紙 1 令和 3 年 3 月 3 1 日まで設置してある設備

機 種	本館	中館	北館	東館 1	東館 2	体育館	計
非常通報送信機 KFC-08(H)	1	1					2
サブ送信ユニット KFC-08(S)			1	1	1	1	4
侵入者感知ユニット KP4110	5	4	4	9	5	7	34
マグネットスイッチ MG-103	58	33	4	10	8	6	119

機 種	プレハブ棟								計
	A棟	B棟	C棟	D棟	E棟	I棟			
非常通報送信機 KFC-08(H)				1					1
サブ送信ユニット KFC-08(S)	1	1	1		1	1			5
侵入者感知ユニット KP4110	3	3	3	3	3	1			16
マグネットスイッチ MG-103	7	8	6	6	8	2			37
差動式火災感知器 BV42208K	8	8	8	8	8	4			44

(注 1) 本数量は、委託業務契約書第 1 条に定める設計図書（図面及び仕様書等）ではなく、参考数量として取り扱うこと。